

特命随意契約理由書

件 名	災害対策用備蓄物資再活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	災害対策用物資の再活用について、配布先の選定や輸送、連絡調整の業務を委託し、物資の有効的な活用を推進する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 廃棄の削減を推進する団体であり、区の災害対策物資を有効活用することについて、千代田区と協定を交わしていること。 2 区と協力し各種事業を実施する一方、自ら各種の事業やイベントを通じた物資の再活用を積極的に推進していること。 3 備蓄物資の再活用について豊富な実績を有し、これまでの対応も良好であること。 上記の条件について、隣接した区域で全てを満たすものは限定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人日本非常食推進機構 住 所 三重県松阪市久保田町 127 番地 1
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 16 日
※ 契約金額	4,817,263 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

657

件 名	さくら更新実施計画策定業務（第330号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	当区では令和5年3月に「さくら更新計画」を策定し、エリアごとにさくらの維持管理・更新の方針をまとめている。本業務では、この「さくら更新計画」に基づき、具体的な管理・更新手法などを定めたさくら更新実施計画を策定することを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、千代田区における約20年分のさくら生育状況調査結果の整理や現況課題の分析等をふまえ、本業務の上位計画にあたる「さくら更新計画」を策定した実績を有している。 また、本業務の先行計画に位置付けられる「さくら更新実施計画（真田濠・千鳥ヶ淵公園・代官町通り）」についても同一委託内で策定している。 上記の策定実績より、上位計画の方針に沿った計画が策定されることはもちろんのこと、樹勢区分の評価や処置方針について、既存の実施計画との整合性を確保することができる。 また、他業者では一から行う必要のある現地踏査、先行計画の評価方法および処置方針の確認、過去のさくら生育履歴の整理などの初期工程を省略・簡略化することが可能である。 このことから、下記業者に本業務を発注することで、調査・検討・調整に要する時間や労力を大幅に削減でき、結果として業務期間の短縮および業務金額の低減が可能となる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社愛植物設計事務所 住 所 千代田区神田猿樂町2-4-11 大塚ビル2階
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 11 日
※ 契約金額	6,844,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和8年3月20日まで

担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	被災者生活再建支援システム更改業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	被災状況の調査から、その結果集約、り災証明書発行と、それにより作成する被災者台帳を用いた被災者への生活再建支援の進捗管理を一括して行う被災者生活再建支援システムについて、機能を維持するためクラウドサービスへのシステム移行及び環境構築に係る業務を実施する。
選 定 理 由	1 導入年度 令和2年度 更新（特命随意契約） 2 被災者生活再建支援システムは、東京都が「東京都地域防災計画」に基づき平成26年度に都内全自治体に導入したもので、京都大学、新潟大学、東京都、NTT 東日本（東日本電信電話株式会社）が過去の災害をもとに開発したものである。 対象となる区民のデータは、住民基本台帳データベースから取り込むなど、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 1 日
※ 契約金額	1,016,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年7月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

643

件 名	保育施設等指導検査に係る支援業務（会計）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和7年度中に千代田区（以下「区」という。）が実施する保育施設等に対する指導検査において、会計、経理等に関する法令、慣例その他の専門的な知見に基づき、区の保育施設等に対する書面検査及び質問等の支援をし、区に報告する。
選 定 理 由	区は、保育施設等の適正な運営及び子どもに対する保育・教育の質の確保を目的として、保育施設等における保育・運営・会計の3部門について、子ども・子育て支援法等に基づく実地検査を実施している。 保育施設等指導検査の会計分野は、保育所を運営する事業その他の社会福祉事業等の会計業務に精通している公認会計士にその業務の一部を委託することが妥当である。 下記の者は、日本公認会計士協会東京会より推薦を受けており、信頼性が高く委託先として適切である。よって、当該者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公認会計士 横塚 大介 住 所 神奈川県藤沢市鵠沼海岸6丁目14番地34号
※ 契約年月日	令和7年6月2日
※ 契約金額	855,800 円（消費税を含む）※ <u>単価</u> 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部子育て推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

特命随意契約理由書

665

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（6月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 7 年 6 月 / 日
※契約金額	2,407,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約） ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年6月1日～令和7年6月30日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	千代田区役所本庁舎 5階電算室カードリーダー交換修繕
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区役所本庁舎5階電算室の出入口に設置してある入退室制御カードリーダーについて、本庁舎を管理しているセキュリティシステムから接続が切れており、セキュリティ上問題が発生しているため、古い機器を新しいものに交換するとともに、それを庁舎の監視盤にあるセキュリティシステムに再接続する業務を行う。
選定理由	本件は、九段第3合同庁舎に設置してある入退室制御カードリーダーの交換業務である。下記事業者は、当該カードリーダー及びそれを制御するセキュリティシステムのメーカーであり、本業務遂行に必要な機器の配線施工や切断されているシステムへの復旧接続ができる唯一の業者である。また、作業終了後の機器へのアフターサービスや、不具合等が発生した際に適切な対応ができる唯一の業者である。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称株式会社クマヒラ 官公庁営業部 住所東京都中央区日本橋室町2-1-1
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 19 日
※ 契約金額	793,320 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区公衆無線LANサービス撤去・設置業務（富士見出張所）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見出張所（1AP）に公衆無線LAN設備を設置し、来訪者等に情報提供・発信を行っているところであるが、建物改修工事等の影響により、公衆無線LANアクセスポイントの一時撤去を行い、再設置を行う。
選 定 理 由	平成 27 年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線LANサービス（CHIYODA Free Wi-Fi）を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者がアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。 機器の撤去においては、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、既存システムの運用事業者以外の者に機器の設定変更・撤去等を履行させると既存の公衆無線LANの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 24 日
※ 契約金額	770,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日
担 当 課	政策経営部 情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域通貨・地域ポイント活用検討支援業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	デジタル技術を活用した地域通貨・ポイント制度の実施方式や導入意義、活用例、メリット・デメリットなどについてまとめ、地域経済の活性化をはじめとする、区が抱えるさまざまな課題の解決に直接的、または間接的に寄与する具体的な方策を検討するもの
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年5月15日付7千政デ政発第40号決裁) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 デロイト・トーマツコンサルティング合同会社 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 1 日
※ 契約金額	11,000,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	BOX コンサルティング(構築、データ移行・定着支援)業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	今後、区が目指すコンテンツ管理基盤の一元化に必要な BOX(クラウドサービス)について、区ネットワーク環境への構築及び共有ファイルサーバから BOX へのデータ移行支援、区職員への BOX の定着支援業務を実施する。
選 定 理 由	下記事業者は全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、その後の運用保守業務及び各種拡張業務も引続き行っている。 BOX の区ネットワーク環境への構築及び共有ファイルサーバから BOX へのデータ移行支援は、全庁 LAN 端末や全庁LANシステムに変更を加えるため、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 3 日
※ 契約金額	48,943,400 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

662

件 名	貴重図書・歴史資料等のデジタル化業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	日比谷図書文化館では貴重図書や文化財を有しているが、一部は和紙の状態が悪く、また大型図面などの取扱いが困難なものもあり、展示・公開の機会が限られている。そのため、失われやすい貴重図書・文化財を高精細デジタルデータ化することにより、千代田区の歴史や文化を積極的に発信するとともに、広く文化芸術に触れる機会を創出することが期待できる。 本業務は、貴重図書や文化財の形態や状態に応じて最適な手法・機材を選択し、デジタル化を行うものである。
選 定 理 由	本業務は、令和6年度に継続して貴重図書・文化財のデジタル化を行うものである。今年度、デジタル化対象となっている貴重図書・文化財は、古書、大型図面、絵画、古文書、屏風など形態や状態が様々であり、それぞれの資料の保全上、与える影響を最小限にしたうえで最適な撮影方法を選択する必要がある。また、今年度生成するデジタルデータが、昨年度に生成した画像と異なる品質となることは望ましくなく、同じ解像度(350~600dpi)を担保し、データ処理(画像の色味・歪み等の補正)についても同様に行う必要がある。 以上の条件を満たすのは、昨年度の業務を請け負い、デジタルデータを作成した下記事業者を除いて存在しないため、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社サビア 住 所 滋賀県大津市比叡平 1-1-36
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 4 日
※ 契約金額	10,538,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田清掃事務所内線番号追加業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田清掃事務所における内線番号の追加に伴い、VoIP GW の機器調達及び設置、設定を行う。
選 定 理 由	本件は、現在全庁LANのネットワークシステムとして稼働している音声系機器類の設定変更を含む作業となり、既存の全庁LANネットワークシステムと密接不可分なものである。 このため、既存システムの開発・運用事業者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋三丁目2番8号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 13 日
※ 契約金額	1,760,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	LGWAN 系から Box への特定通信構築業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	現在の千代田区では共有フォルダの後継としてクラウドストレージ Box の全庁展開を予定している。3層分離のうちインターネット系と LGWAN 系の2層から共通の領域にアクセスできるようになることで業務効率化を図る。LGWAN 系の通信は LGWAN-ASP サービスを通じて Box に接続しているが、現在利用している LGWAN-ASP が廃止予定であるため、千代田区的全職員分のライセンスを確保することが困難であることから総務省のガイドラインに基づく特定通信を構築することで利便性の向上を図るものである。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 全庁 LAN関連機器の構築・設定を行う事業者は、全庁LANシステムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にある。そのため、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 30 日
※ 契約金額	3,553,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

697

特命随意契約理由書

件 名	至大荘行事に係るライフセーバー派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	至大荘行事において生徒が游泳を実施する際にライフセーバーを派遣し、水難事故防止のための游泳監視業務及び緊急時の救助活動を行う。これにより、本行事の安全管理体制の強化を図る。
選 定 理 由	学校行事等のイベントに対するライフセーバーの派遣業務を実施している業者のうち、本行事の実施場所である勝浦市への派遣が可能であり、かつ夏季期間という繁忙期において、5日間の行事期間中、3名以上のライフセーバーを派遣・常駐させることができる唯一の業者である。 また、ライフセーバーの資格発行機関である公益財団法人日本ライフセービング協会(JLA)の加盟クラブであり、本区での実績もある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 勝浦ライフセービングクラブ 住 所 千葉県勝浦市串浜 1230-1 青雲荘 205 号室
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 2 日
※ 契約金額	549,945 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年8月1日
担 当 課	子ども部九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	淡路公園日除け設置管理業務（第 701 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	夏期における公園利用者の憩い空間を創出するため、淡路公園に日除けを設置するとともに、その管理を行う。
選 定 理 由	淡路公園については、「淡路町二丁目西部地区第一種市街地再開発事業に伴う公共施設の維持管理に関する協定」及び「淡路町二丁目西部地区第一種市街地再開発事業に伴う公共施設の維持管理に関する細目協定」により、淡路町二丁目西部地区市街地再開発組合が高木剪定や芝生の刈込み・清掃作業などを担っており、その実務については安田不動産株式会社が主体となり、各分野の専門業者により維持管理されていることから、公園の利用状況、施設配置など現場状況等に熟知・精通しており、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 安田不動産株式会社 住 所 千代田区神田錦町 2-11
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 13 日
※ 契約金額	2,348,500 円（消費税を含む） ※総価額 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 15 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

680

件 名	千代田区公衆無線 LAN サービス撤去業務 (26 拠点 28AP 分)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催にあたり多くの訪日外国人が見込まれるため、無料 WiFi 拠点を設置した。オリンピック・パラリンピックが終了し、また、携帯電話の 5G 化などにより無料 WiFi 拠点へのアクセスが減少しているため、利用の少ない拠点を撤去する。
選 定 理 由	下記事業者は無料 WiFi 拠点の設置事業者であり、LAN サービスは事業者の構築したネットワークを使用している。撤去にあたり、他に影響が出ないように行うことができるのは下記業者に限られるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 執行役員東京事業部長 鈴木 康一 住 所 東京都港区西新橋三丁目 22 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 16 日
※ 契約金額	19,800,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

857

件 名	デジタルスタンプラリー運営等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和 7 年度に区内の文化振興を目指した組織として、設立 20 周年を迎える千代田区ミュージアム連絡会について、改めてその周知を行うために、デジタルスタンプラリーを実施する。
選 定 理 由	本事業は、区内に所在する 34 の博物館、美術館等の施設が集まって構成する千代田区ミュージアム連絡会の周知を行うものである。全館に参加してもらうために参加館の負担軽減を考慮しつつ、効果的な周知を行うために、NFTを活用したデジタルスタンプラリーを実施する。また、より多くの方に参加してもらうためには、アプリケーションのダウンロードや個人情報の入力不要で参加できる簡易的な仕組みでの実施が必要不可欠である。 上記業務の遂行のためには、アプリケーション不要でNFTの配布ができる仕組みが必要であり、そうした仕組みの特許は、下記業者が所有している。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 SUSHI TOP MARKETING 株式会社 住 所 千代田区丸の内2丁目3番2号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 26 日
※ 契約金額	6,820,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	6,820,000 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

663

件 名	GPS 位置情報分析サービス（人流データ）提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	都心の人流は、コロナ禍前の水準に戻りつつあるが、これまでと比べて変化が見られる。こうした中で GPS を活用した位置情報及び属性情報の分析が可能なサービスを試験的に導入し、新たな人流を把握し、データ（地図上に人の流れや滞在状況を可視化できるデータ）に基づき区の商工観光施策の効果検証、立案等への活用を図る。
選 定 理 由	区の商工観光施策立案等への活用には、データの種類として携帯電話契約者情報に基づく正確なデータ（年代・性別・居住などの属性情報）及び道路単位での通行量や進行方向が分析できる単位でのデータが必要である。 また、効果的にデータを活用する上では、狭い範囲や施設ごとの人流分析が必要であることからデータの粒度として限りなく高い粒度のデータの提供が必要不可欠であり、分析範囲については、地域を限定した細かい分析が必要であることから任意の範囲を線引きし、当該範囲のデータが抽出できることが必要である。 さらに、効果検証を図る必要があることから少なくとも 2020 年 1 月のコロナ禍より 1 年以上遡及してデータを抽出できる必要がある。 上記に記載したデータを提供できる事業者は、下記事業者が唯一であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 KDDI 株式会社 ビジネス事業本部 ビジネスデザイン本部 官公庁営業部 住 所 東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 1 日
※ 契約金額	3,311,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

752

件 名	納涼民踊の集い放送設備等設置及び運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	納涼民踊の集いの開催に伴い、放送設備等設置及び運用について委託する。
選 定 理 由	本事業の会場を所有管理する靖國神社から、放送設備等設置及び運用業務については、下記事業者を使用するよう依頼があった。 会場施設の維持管理において、一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、靖國神社が指定する下記事業者に委託するものとし、契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 アペックス和光 住 所 東京都荒川区西日暮里2-37-21
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 25 日
※ 契約金額	1,177,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年7月17日まで
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

856

件 名	内幸町ホール改修工事にかかるグランドピアノ管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（委託）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和7年8月（予定）から開始する千代田区立内幸町ホールの改修工事にあたり、ホールの重要備品であるグランドピアノを倉庫へ運搬するとともに適切に管理する。
選 定 理 由	令和7年8月（予定）から開始する千代田区立内幸町ホールの改修工事にあたり、ホールの重要備品であるグランドピアノを倉庫へ運搬するとともに適切に管理する必要がある。また、グランドピアノは非常に繊細な楽器であり、修理等を含めた保守作業は高い専門性が求められる。 ホールのグランドピアノはスタインウェイ社製であり、定期的な保守及び修理を行っている事業者として、ホールのグランドピアノの状態を最も把握している。また、ホール改修後に引き続きグランドピアノを使用できるよう運搬・管理できるのは下記事業者のみであるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：スタインウェイ・ジャパン株式会社 所在地：東京都品川区東品川2-6-4
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 30 日
※ 契約金額	603,900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

753

件 名	アーティスト・イン・レジデンス事業等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所	
概 要	本事業は、アーティストとのワークショップやアート作品の展示を通じて、幅広い層の区民等に文化芸術を身近に触れてもらう機会を提供する事業である。令和7年度は、障害者も参加できるワークショップ及びまちなかでのアート活動を取り入れて事業を実施する。アーティストと区民等の共同制作ワークショップを実施するとともに、対話型ワークショップを基にアート作品を制作・展示を通し、区民等が五感でアートを楽しめる企画を実施する。
選 定 理 由	ちよだアートスクエアは、千代田区文化芸術プランにおいて文化芸術拠点施設として位置づけられているが、令和7年度から大規模改修工事に伴う一時休館を予定している。 一方で、区民等の文化芸術活動を支援するためには、休館中も工事完了後の事業展開を見据えたうえで事業を行う必要があり、それが可能なのは、ちよだアートスクエアの次期運営事業者として協定を締結している下記事業者のみである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン 住 所 東京都港区芝三丁目 23-1 セレスティン芝三井ビルディング 12F
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 5 日
※ 契約金額	11,000,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	自治体中間サーバ・プラットフォーム第三次システム移行業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	地方公共団体情報システム機構による、現行の自治体中間サーバ・プラットフォームの機器、ソフトウェア等の、次期自治体中間サーバ・プラットフォーム（以下「第三次システム」という。）への更改に対応するため、千代田区で稼働する VPN 機器の更改及び第三次システムへの接続切り替えを行う。
選 定 理 由	現行の基幹系システムの多くは、運用保守業務を下記事業者に委託し、同社のシステムを利用している。自治体中間サーバ接続システムについても、総合住民サービスシステムを構成するシステムの1つとして、同社に運用保守を委託している。 両システムに精通している下記事業者が、機器の更改や基幹系システムと第三次システムとの接続テスト、本番移行などの重要な工程を担うことで、安全かつ円滑に行うことができる。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 電算 住 所：長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 2 日
※ 契約金額	1,122,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

934

特命随意契約理由書

件 名	富士見みらい館 蒸気源蓄熱槽の更新業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本建物には、蒸気源が3機あり、それぞれ蓄熱槽（モジュール）が2つずつ付属している。今回、2号機の蓄熱槽No.2につき、モジュールから蒸気漏れが生じており、現在使用不可状態にある。本設備は給食調理時（小学校・こども園・中等教育学校）における回転釜の火力に必要不可欠であり、火力不足の場合には給食提供が間に合わなくなる他、最悪提供ができなくなる恐れがある。 現状、火力不足であることに加え1蓄熱槽の故障により、他機器に負荷が掛かかり連鎖的に故障することが考えられるため、緊急で更新する必要があるため、当該蓄熱槽を更新する。
選 定 理 由	本建物はPFI事業により15年間に於いて、各設備の点検・更新等をその機器に応じた専門業者に委託していた。本設備においても下記業者が点検・更新等を実施しており、今年度の総合管理業務受託事業者からの再委託先でもあるため、本建物の構造を熟知しており、且つ本設備の状態を詳細に把握していることにより迅速な対応が可能である。また、設備の維持管理においても密接不可分な関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中谷機工株式会社 東京事業所 住 所 千葉県船橋市栄町1-18-9
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 13 日
※ 契約金額	4,023,140 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年7月21日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

特命随意契約理由書

1055

件 名	孀恋自然体験交流教室実施に伴う施設利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	孀恋自然体験交流教室の実施にあたり、宿泊施設の利用契約を締結し、 宿泊場所、食事、および施設付随設備の提供業務。
選 定 理 由	区立小学校第5学年を対象とする移動教室「孀恋自然体験交流教室」 の実施にあたり、児童等が宿泊する施設は、農作業体験を行う群馬県吾 妻郡孀恋村内にあることを前提とし、以下の条件を満たす必要がある。 (1)最大2校の児童および引率教員等（合計210名程度）が同時に宿泊 可能な施設であること。 (2)補助ベッド等を使うことなく、一部屋に5名以上が宿泊可能であるこ と。 (3)学習会等が実施できる設備を施設内に3箇所以上提供できること。 (4)野外運動やキャンプファイヤーといった屋外レクリエーションが可 能な環境が整えられていること。 (5)大型バスの駐車スペースが確保できること。 孀恋村内において上記の条件を満たす施設は下記業者が保有する施設 のみであった。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 学校法人 東海大学 理事長室学園庶務担当 所在地 東京都渋谷区富ヶ谷二丁目10番2号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 2 日
※ 契約金額	6,635,044 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年9月30日から令和7年10月15日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目
に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

699

件 名	雉子橋補修補強工事監督支援業務 (第 309 号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> 測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	雉子橋補修補強工事の設計変更対応に関する監督支援を行う。
選 定 理 由	本業務は、令和 5 年度に契約した「雉子橋補修補強工事 (第 5 号)」において、専門的視点から工事の設計変更対応等に関して区監督員を支援し、工事の品質確保をするものである。 本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、円滑な修正を行うことができなくなるなど今後の工事進捗に著しい支障があるものである。下記事業者は令和 4 年度「雉子橋協議資料等作成業務 (第 316 号)」の受託業者であり、設計思想や現場状況、これまでの協議経過等の詳細を熟知・精通していることから、業務品質や経費・履行期間の面で有利である。なお、既往業務の履行成績は良好である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社復建技術コンサルタント東京支店 所在地：東京都千代田区内神田二丁目 16 番 9 号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 13 日
※ 契約金額	3,987,500 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

676

特命随意契約理由書

件 名	災害対策用備蓄物資再活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	災害対策用物資の再活用について、配布先の選定や輸送、連絡調整の業務を委託し、物資の有効的な活用を推進する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 食品ロスの削減を推進する団体であり、区の災害対策物資を有効活用することについて、千代田区と覚書を交わしていること。 2 区と協力し各種事業を実施する一方、自ら各種の事業やイベントを通じた食品の再活用を積極的に推進していること。 3 備蓄物資の再活用について豊富な実績を有し、これまでの対応も良好であること。 上記の条件について、隣接した区域で全てを満たすものは限定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人食品ロス・リボーンセンター 住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目 21 番地 ちよだプラットフォームスクエア
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 16 日
※ 契約金額	4,817,263 ※印 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	富士見出張所フロア移転に伴うネットワーク機器移設業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区富士見出張所における建物工事に伴い、執務室を1階から2階へ一時移設する。併せて、1階ラックに設置されているネットワーク機器を2階へ移設する。工事完了後は執務室および機器を再度1階へ戻す予定であるため、係る業務を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 本件は、富士見出張所におけるフロア移転に伴い、既存のネットワーク機器を移設し、全庁 LAN システムが正常に稼働するように設定の変更を行うものである。 このため、既存の全庁LANネットワークシステムと密接不可分なものであり、この業務を既存システムの開発・運用事業者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 26 日
※ 契約金額	5,885,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	神田一橋中学校 厨房排気フード照明蓋交換
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校地下の厨房において、高効率排気フードの照明蓋が熱により損傷し歪んだ。その結果、付近にある照明機器や電気配線が熱の影響を受けやすくなり、機器損傷や配線被覆融解による漏電など不具合が生じているため、照明蓋を交換する。
選定理由	本件設備は下記業者の製品であり、下記業者は設備の細部について熟知している。また、作業に伴う部品の調達は下記業者以外に困難であることから、下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 株式会社 HALTON 住所 東京都港区虎ノ門4-1-28
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 30 日
※ 契約金額	770,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年11月30日まで
担当課	子ども部子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。